



® 平成 29 年 10 月 12 日 (木)

No. 14547 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)
郵便番号 104-0061
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆著作権法上の刑罰規定に関する一考察(上)

—著作権法の実効性確保の観点から— (1)

☆特許庁人事異動…………… (7)

著作権法上の刑罰規定に関する一考察(上)

—著作権法の実効性確保の観点から—

弁護士・新潟大学法学部

准教授 田中 良弘

はじめに

本稿は、著作権侵害行為やその他の違反行為の抑止に重要な役割を果たす著作権法上の刑罰規定について、同法の実効性確保の観点から論じるものである。

わが国の著作権法(以下、単に「法」という)は、

著作物等に関する著作者の権利およびこれに隣接する権利を定め、その保護を図っている(法1条参考)。

すなわち、法は、著作物(法2条1項1号)や著作作者(同項2号)等について定義した上で、著作者の権利(法17条ないし28条)、出版権(法79条・80条)および著作隣接権(法89条ないし100条の5)について定めるとともに、その保護を図るため、民事上の権利救済手段(法112条、115条。なお、民法709条、



特許業務法人

創成国際特許事務所

SATO & ASSOCIATES

会長弁理士 佐藤 辰彦*

所長弁理士 加賀谷 剛

福島所長弁理士 酒井 俊之

弁理士 松井 茂*

弁理士 岡崎 浩史

弁理士 吉田雅比呂

弁理士 中村 祥二*

弁理士 山崎 隆*

弁理士 千木良 崇

弁理士 白形由美子*

弁理士 西尾 啓

弁理士 塩田 国之*

弁理士 渡辺 暁*

弁理士 渡辺 良幸

弁理士 破魔 沙織

弁理士 船本 康伸*

弁理士 野崎 俊剛

弁理士 小森 岳史

弁理士 藤村 明彦

弁理士 宮尾 武幸

弁理士 鈴木 俊二

弁理士 堀 進*

弁理士 大橋 勇

*付記弁理士(特定侵害訴訟代理)

〒160-0023 東京都新宿区西新宿6丁目24番1号 西新宿三井ビル18階

TEL 03(5324)9810

FAX 03(5324)9820

URL:<http://www.sato-pat.co.jp> E-mail:office@sato-pat.co.jp

703条参照)と刑事罰(法119条ないし124条)に関する規定を設けている。

他方、法は、著作者等の権利の保護にあたり著作物等の「公正な利用」に留意することを目的規定に明記し(法1条)、私的使用のための複製(法30条)や引用(法32条)等の著作権の制限に関する規定(法30条ないし50条)を設けるなど、著作物等の公正で円滑な利用が妨げられることのないよう配慮している。

ところで、わが国の行政法規上の刑罰規定(行政刑罰)の多くが機能不全に陥っているとされる中、著作権法上の刑罰規定は比較的適用されることが多く(この点については次号において詳述する)、同法の定める義務の履行確保¹に一定の役割を果たしている。しかしながら、その一方で、刑事事件としての立件が著作物等の公正な利用を萎縮させ、ひいては著作権法の目的である文化の発展を阻害することにもなりかねないとの指摘もなされている²。このような状況において、著作権法上の刑罰規定について、「文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与する」という同法の目的の観点から再検討することには、一定の意義があると思われる。

そこで、本稿においては、①わが国における行政刑罰について概説した上で、②著作権法上の刑罰規定について整理するとともに、③その適用事例について紹介し、最後に、④著作権法上の刑罰規定について、同法の実効性確保の観点から若干の検討を加えることとしたい。

1 わが国における行政刑罰(概説)

(1) 行政上の義務履行確保と行政刑罰

わが国における行政上の義務履行確保手段は、①行政上の強制執行、②行政罰および③その他の行政制裁に大別される³。このうち、①行政上の強制執行は、行政が自ら強制的に義務履行の実現を図るものであり、行政代執行、執行罰、直接強制および行政上の強制徴収がある⁴。②行政罰は、違反行為に対し刑罰や行政上の秩序罰(過料)の制裁を科すことにより、間接的に義務の履行を

促すものである。さらに、③その他の行政制裁は、本来は行政上の義務履行確保とは異なる目的でなされる処分その他の行為の制裁的な効果によって、間接的に義務の履行を促すものをいい、本来は国民・住民への情報提供目的でなされる公表⁵がその典型として挙げられる。

わが国の行政法規は、上記の行政上の義務履行確保手段のうち行政刑罰に依存する傾向があり、かかる傾向は比較法の観点からも特徴的であるとされる⁶。この点については、刑法学説を中心に、本来は刑罰の対象とすべきでない行為についてまで行政刑罰が定められているという批判が寄せられている⁷。かかる観点からわが国の著作権法に目を転じれば、後述するように、民事上の救済手段を除く義務履行確保手段としては、行政刑罰が設けられているにとどまり、懲罰的損害賠償制度を採用していないわが国においては、著作権侵害を含む違反行為の抑止は、もっぱら刑罰の威力に依存しているといえよう⁸。

(2) 行政刑罰の類型と特徴

行政刑罰は、一般に、①法令で定められた規制に違反する行為そのものを刑罰の対象とする規制違反(直罰規定)、②許可を要する行為を無許可で行ったことを刑罰の対象とする無許可行為、③行政命令に違反したことを刑罰の対象とする行政命令違反、④届出義務を怠ったことを刑罰の対象とする届出義務違反、⑤その他の行政上の義務違反⁹に分類される。また、⑥法人処罰のための両罰規定を設けている行政法規も多い。

わが国における行政刑罰の多用傾向に対する批判については既に述べた。かかる批判は、法益侵害を伴わない単なる行政上の義務の懈怠についてまで、身体拘束という重大な権利侵害が予定されている¹⁰刑罰を用いるべきではないという考え方に基づくものである¹¹。しかしながら、わが国においては、理論的にも立法実務上も、行政刑罰と行政上の秩序罰との使い分けの基準が必ずしも明確にされておらず、通常は単なる行政上の義務の懈怠にとどまると考えられる④届出義務違反¹²のような類型についても、刑罰が定められている行政法規が少なからず存在する¹³。